

厚生常任委員会委員長報告

厚生常任委員会に付託になりました議案 6 件、陳情 2 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 6 号、横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「感染症などのまん延防止等に必要な措置として、定期的な研修、訓練を実施することが明文化されるが、研修実施の現状はどうか。また、どのような研修が有効かを検証した上で、民間事業者に情報共有を行ったほうが良いと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「定期監査において、感染症防止マニュアルの点検はしているが、内容についての確認まではできていない。今後は、実地指導の際に民間事業者と事前にやり取りをし、確認していく」との答弁がありました。

このほか、「家庭的保育事業の実施状況」や「市内保育所における送迎用自動車の活用状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 号、横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「長年、市内に住んでいても、市内の老人施設に入ることができず、やむを得ず市外に住民票を移した場合、祝金の対象外となってしまうのか」との質疑に対し、当局より、「現行制度上は、市内に住民登録をしていることが要件となっているため、対象外となる」との答弁がありました。

このほか、「長寿祝金額の今後の見直し」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号、横手市高齢者センター設置条例を廃止する条例に

ついて、主な質疑と答弁を申し上げますと、「利用者への十分な説明と周知期間は設けていたのか」との質疑に対し、当局より、「定期的に利用している団体は10団体ほどあり、昨年度は1回、今年度はさらに2回の説明会を行った。今年度の春に廃止時期を説明したところ、他の活動場所についての相談があったため、再度説明会を開催し、横手地域内の生涯学習施設の空き時間などを情報提供するなど、できる限りサポートしている」との答弁がありました。

このほか、「老朽化の状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、横手市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「ひらか荘の廃止に伴い、入所している方は現在建設が進められている映月荘に移る方もいると思うが、新しい映月荘の規模はどのくらいか」との質疑に対し、当局より、「定員は80人の予定である。現在、映月荘に入所している方が43人、ひらか荘から映月荘に移る方が24人、市外入所の方が2人の合計69人でスタートする予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について（昼川児童館等2施設）については、「上溝児童館の施設管理の今後の方向性」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、権利の放棄について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第3号、消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書について、意見はなく、討論では、立身

万千子委員から、賛成の立場で、「特に、陳情理由に「具体的には、特定商取引法における対象取引分野のうち」とあるが、そこにこれからはインボイス制度が関わってくるため、非常に危険だと思う。そのため、抜本的な法改正は是非必要であることから賛成する」との討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第4号、加齢性難聴者の補聴器購入への補助を求める陳情について、意見はなく、討論では、林一輝委員から、賛成の立場で、「陳情書にもあるが、耳が聞こえないということはコミュニケーション不足、ひいては認知症につながると思う。また、電話が取れないということになると家族との連絡が取れないということにつながり、安全性など、いろいろな観点で補聴器購入への補助は必要だと思い、この陳情について賛成する」との討論がありました。

また、立身万千子委員から、賛成の立場で、「この陳情団体から、令和2年3月定例会に陳情を出されたときは全会一致で採択されたと思うが、その後に私が一般質問をした際には、市長は補聴器購入への補助は考えておらず、耳の遠い方に寄り添えばいいというような答弁で、とても残念だった。この団体は、補聴器購入に補助をしてほしいということで、その一点に絞った陳情を出されたのだと思う。職員のアイデアで当初予算に計上されることになったと伺ったが良かったなと思う。これをどう具体化するかということが予算的にもあると思うので、どうか前向きにやっていただきたいということを付け加えて賛成する」との討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会委員長報告

産業建設常任委員会に付託になりました議案11件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第9号、横手市企業振興条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「現実として、市内企業と中央からの企業は資本力が違う。投資要件の減価償却資産の合計取得額を2,000万円から3,000万円に引き上げることで、資本力のある企業が支援を受けやすくなってしまわないかという懸念がある。このことについて、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「この条例での支援とは別に、従業員50人未満の企業向けに設備導入についての支援制度があるので、あわせて活用いただきたい。企業の設備投資額は、直近5年間とそれ以前の5年間を比較して3,500万円増加しているというデータがあり、また市内中小企業においては大企業からの下請けが、かなりあると見ている。いわゆる大企業を支援することで中小企業をけん引してほしいという意味を含んだ提案である」との答弁がありました。

また、「業種によって異なっていた雇用要件を統一しているが、その意図は何か。また、設備投資額要件を上げ、雇用者数を減らす改正となっている。設備投資と雇用は比例するのではないかと思うが、どのような考えによるものか」との質疑に対し、当局より、「工業団地もこれまで空いてた用地が埋まり、運送業など物流の重要性が非常に増してきている。人材確保が難しくなっている現在、そこに、てこ入れすることで既存の製造業の事業もスムーズに進むのではないかと考え、雇用要件を統一したものである。また、仕事は増えても人を確保できていない企業が多い。今こそ企業の生産性向上が重要になると考えている。企業の意識も高まってきていると感じており、生産性向上のための設備投資を誘導していくための提案である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 10 号、横手市就業改善センター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「センター内で営業していた飲食店の方は、別の場所へ移転して営業再開しているようだが、移転等については、新しい市民会館を建設するためということで、市から申し出たのか。その辺りの経緯はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「移転等については、昨年 3 月末に、新たな市民会館の建設に伴い店を閉めていただく必要があることを伝えている。当初、移転して営業を継続することを迷っていたようだが、話し合いを重ねるうちに移転するための条件が整ったことから、営業を続けることになったものである」との答弁がありました。

これについて委員より「市の計画で施設を廃止し、撤収をお願いするというのであれば、使用料を払って営業している民間の方に対しては、市の責任で移転費用も補償すべきではないか。営業継続を迷っていたのも、新しい市民会館が建つことが一義的な問題である。それで迷惑をかけるのだから、補償は当然のことだと思うが、全くないのか」との質疑があり、当局より、「複数回にわたって事業主の意向を聞き、できるだけそれに寄り添う形で進めてきた。話し合いの途中で多少の不満はあったかもしれないが、一定程度、事業主の意に沿う形で対応してきており、納得いただいた上で新しい店舗での営業という判断をされたものと理解している。また、商工観光部所管の補助事業も紹介して検討いただいたが、使わなくても営業再開できるということで、結果として補助事業は使用しなかった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 11 号、横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「直売所の使用料は、これまで 2 度にわたる消費税増税の際も据え置いてきたようだが、物価高騰の中、使用料を上げたことで生産者が価格に転嫁するのではないかという心配がある。そのことについて、意見はなかったのか」との質疑に対し、当局より、「道の駅さんないで 1 月に開催した説明会において、物価高騰が続く中、生産者の負担だけでは大変だという

意見があり、経費増加分を上乗せする必要があるのではないかと感じたところである。今後拡大を予定しているネット販売については、全国的な市場調査を行いながら価格設定をするとのことだったが、使用料については生産者からの意見や質問はなかった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号、横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 13 号、横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例については、「対象となる建物の詳細」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 14 号、横手市都市公園条例の一部を改正する条例については、「都市公園審議会と都市計画審議会の役割」や「都市公園の管理と予算」についての質疑がありました。

このほか、「今後も公園については改修や環境整備が必要になってくると思うが、都市公園審議会の廃止が利用する市民にとってマイナスにならないように十分留意してほしい」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 16 号、横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、「ライフラインの設備設置権等」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号、横手市農村婦人の家設置条例を廃止する条例につ

いては、「廃止に伴う利用者への対応」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 24 号、財産の無償貸付けについて（えがおの丘・雄川荘）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 27 号、市道路線の廃止について（3 路線）及び議案第 28 号、市道路線の認定について（8 路線）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。議案第 28 号については、「仁井田跨線橋 1 号線等の管理」についての質疑がありました。

議案 2 件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 5 第 1 号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書、及び陳情 5 第 2 号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。主な意見を申し上げますと、「中小企業の経営者も非常に厳しい状況にあることから、最低賃金の大幅引き上げについては困難であると考えます。中小企業等への支援については行うべきである」との意見がありました。

陳情 2 件について討論はなく、陳情 5 第 1 号は、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

また、陳情 5 第 2 号は、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会委員長報告

総務文教常任委員会に付託になりました議案9件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第2号、横手市個人情報保護に関する法律施行条例については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、横手市地区交流センター設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「市として、将来的に指定管理を目指すのか。また、現時点でそのような希望はあるのか」との質疑に対し、当局より、「指定管理できる規定としているが、現実的には簡単ではなく、希望する声も現時点ではない。将来的に自主運営組織の成熟度が上がり、そのような希望が出てきた場合には検討したい」との答弁がありました。

このほか、「名称が変わることよりも中身をどう変えていきたいかという部分のコンセンサスを得ないと、地区の住民に浸透していかないと思う。その辺の説明を丁寧に行ってほしい」との意見がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「納付の利便性向上や事務の効率化は良いことだが、周知の仕方によっては、納付に対する気の緩みにつながらないか懸念する。どう考えているか」との質疑に対し、当局より、「督促状、催告書はこれまでどおり発行する。収納率向上に向け、引き続き取り組んでいきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募

集等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 8 号、横手市交通指導員設置条例の一部を改正する条例については、「人材確保」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 15 号、横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「大森学校給食センターでは何食提供できるのか」との質疑に対し、当局より、「大森学校給食センターの調理能力は 1 日約 1,000 食であるが、今年度は大森小学校、横手明峰中学校に約 600 食を提供している。廃止後は、雄物川学校給食センターで引き継ぐことになる」との答弁がありました。

このほか、「廃止後の職員の処遇」や「施設、設備の利活用」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 21 号、財産の無償譲渡について（旧山内学校給食センター）及び議案第 22 号、財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧山内学校給食センター）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号、財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧大雄学校給食センター）については、「改修に対する補助」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情4第18号、学校部活動の地域移行に関する陳情書について、主な意見を申し上げますと、「部活動の地域移行は、概ね陳情のとおりの流れにならざるを得ないとする」との意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。